

法律エキスパートシステム —コンピュータによる法的推論

明治学院大学教授 吉野 一

1 はじめに

エキスパートシステムとは、専門家（エキスパート）の知識を組み込んでいて、専門家の行う判断や問題解決作業を代行したり、あるいは補助することのできるコンピュータ上のシステム（ソフトウェア）である。法律エキスパートシステムとは、法の分野でのそのようなシステムである。

コンピュータは、その技術の急速な発達により、車なる計算機から、情報の蓄積や検索などの情報処理の用途に、さらには最近では判断や推論を行う分野にまで用いられるようになってきている。人工知能研究はまさにそうした発展動向の先

端に位置するものであるが、その応用として、特定の専門分野の知識に範囲を限定して作成されるシステムが、エキスパートシステムである。

エキスパートシステムが最初に本格的な成功をおさめたのは、一九六五年に始まった DENDRAL プロジェクトである。これは物質の分子構造式を推論するシステムで、ある種の問題に対しては化学の専門家より良い結果をもたらしたと評価されている。以来、数式処理の分野、医学の分野、また工学の分野等さまざまな分野で開発研究が進み、実用システムも出てきている。エキスパートシステムの開発は今日ブームとなっている感すらある。

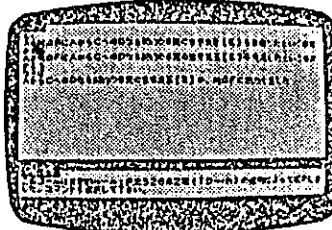
では、法律の分野ではどうであろうか。

か。

「上から事実と訴訟費用を入れると、下から判決が出てくる」というシステムは、ときとして人がコンピュータに期待して抱く夢である。裁判のもつ使命からしてこのようなことはあてはまらない。とはいっても、ある事案に法を適用したかどうかの法的判断がなされるべきか、その帰結を推論し、また何故にそのようにするかを説明してくれるコンピュータ上のシステムがあれば、法律実務の補助的用具として有用であることはもちろん、法の構造を理解し、法的推論の技術を身につけることが主たる目的である法学教育にとっても役立つであろうことは疑いない。講義や演習での利用のみならず、学生諸君が大学あるいは自宅での

ようなシステムを用いて自ら学習することが期待できる。難解な法律書を何度か何度も読み返すことによってやっと理解しうる法の全体構造や各法規や解釈命題の相互の体系的な論理的関連を、より短い時間でより効果的に、かつより正確に、しかもより面白く修得することができるようになるかもしれない。

残念ながら、法律の分野のエキスパートシステム、すなわち、法律エキスパートシステムの開発は、他の分野に比べて遅れていた。しかし、ようやく最近になって、開発研究の機運が盛り上がりつつある。それは、一方において、論理学や言語理論を応用した法および法的推論の分析が進展をみせ始めたこと、他方において、とくに自然言語ならびにその推



●法律エキスパートシステム

図-1

- I 大前提：法規：「人の身体を傷害した者は10年以下の懲役に処されるべきである」
- II 小前提：事実：「安藤康雄は人の身体を傷害した者である」
- III 結論：法的決定：「安藤康雄は10年以下の懲役に処されるべきである」

図-2

- I 法規： $\forall X(\text{法律効果1}(X) \leftarrow \text{法律要件1}(X))$
- II 事実：法律要件1(a)
- III 法的決定：法律効果1(a)

(上の式において、「法律要件1(X)」は「Xは法律要件1を充足する」と、「法律効果1(X)」は「Xに対して法律効果1が発生する」と読む。「法律要件1(a)」は、「特定の個体または事件aが法律要件1を充足した」ことを意味する。「 $\forall$ 」は論理記号「ならば」を表現する論理記号でこの記号の右辺が真となるならば左辺もまた真となることを意味する。「 $\leftarrow$ 」は論理記号で「 $\forall X$ 」は「すべてのXについて」と読む。したがって、「I 法規」を表す式は「すべてのXについて、Xが法律要件1を充足するならば、Xに対して法律効果1が発生する」と読む。図-2の式型はIとIIの前提からIIIが論理的に導かれることを示している。)

図-3

- 0. 法原則： $\forall X(\text{法律効果0}(X) \leftarrow \text{法律効果1}(X) \& \text{法律効果2}(X))$
- 1. 法規： $\forall X(\text{法律効果1}(X) \leftarrow \text{法律要件1}(X) \& \text{法律要件2}(X))$
- 1a. 解釈命題： $\forall X(\text{法律要件1}(X) \leftarrow \text{法律要件1.1}(X) \& \text{法律要件1.2}(X))$
- 1b. 補助的解釈命題： $\forall X(\text{法律要件1.1}(X) \leftarrow \text{法律要件1.1.1}(X))$
- 2a. 事態の解釈命題への包摂： $\forall X(\text{法律要件1.1.1}(X) \leftarrow \text{事実1}(X))$
- 2b. 事実：事実1(a)
- 3. 法的決定：法律効果(a)

(法律効果2、法律要件2、および法律要件1.2にも、それに対応する法規、解釈および事実がそれぞれ必要であるが、ここではそれらは省略している。上の式において、「 $\&$ 」は「かつ」を表す論理記号である。したがって、「0. 法原則」を表す式は「すべてのXについて、Xに対して法律効果1が発生し、かつ法律効果2が発生するならば、Xに対して法律効果0が発生する」と読む。)

とにする。

2 法的推論の構造

法的推論は相互に関連し合う二つの推論から成り立っている。法的正当化の推論と法的発見の推論である。法的発見も正当化されなければならないから、法的正当化の推論が基本的枠組みとして要当する。ここでは法的正当化の推論構造を示すことにする。

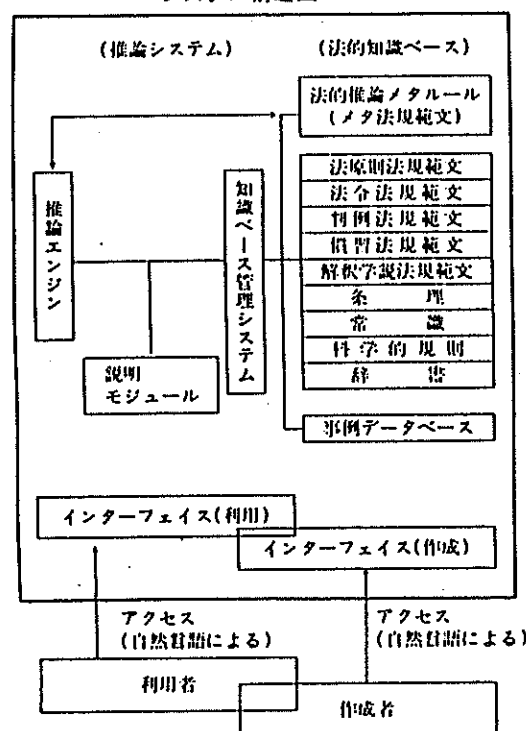
法的正当化の推論は、論理的証明である。すなわち、それは、ある決定を法的に正当な諸前提から論理的に導出されたものとして定立することである。このようなものとしての法的正当化の推論構造は、従来、三段論法として説明されてきた。この三段論法は、法的三段論法とも呼ばれる。それは、法規を大前提とし事実を小前提として判決を結論とする三段論法であり、刑法二〇四条の適用を例とすると、図-1のような式型で示される。この推論の一般的構造を示すために述語論理式で表現すると、図-2の式型となる。

法的三段論法は論理的には正しい推論である。しかし、法的推論が論理的演繹推論でない主張し、したがってコンピュータによる法的推論の可能性をおそら

く否定するであろう立場の人々は、法適用における推論はこのような三段論法では捉えられないとする。確かに、この推論式型は法的推論の実態をかなりよく正しく表現し得ていない。それは、第一に、実際の事例における事実の足踏りにした結果胸部に全治一〇日間の痛みが残ったというような個別的・具体的な生々しい事実であり、上記の式型のIIはこうした事実を適切に表現しているとはいえない。例えば「安藤康雄は他人の身体を傷害した者である」というような法規の法律要件への包摂判断は、むしろ生の事実を法規と結びつける法的推論の結果定立されるものである。これと関連して、上記の式型のIIの問題点は、それがそうした包摂判断の過程で用いられる法規の解釈命題を表現していないということにある。第三の問題点は、法的決定は一つの法規の適用のみによって行われるのではなく、複数の法規が適用されるが、それが捉えられていないということである。

かくて法的推論の実態に即してその構造を示すためには、法的三段論法は修正されなければならない。法的推論の構造をより正確に表現する修正された法的三段論法の一般的構造は図-3の式型で表現される。

図-4 法律エキスパートシステムのシステム構造図



然言語からなる文、より正確に言えば、法規範文から構成されているという点にある。第二の特徴は、それがダイナミックであるということにある。すなわち、それは、①時間の経過とともに法的知識が増減する。法規、判例、学説等は新たに定立されあるいは効力を失うのである。またそれは、②判例や学説の内容は、その立場によって異なる。立場の違いによって描かれる法的世界が異なってくるのである。第三の特徴は、法的推論の帰結が論理的証明になるように構成されている点にある。

以上の特質のある法的知識を表現するために、論理式、とくに述語論理式が

最も適している。したがってまた、知識表現の言語としてプロログが最も適している。かくして図一三に従って、法秩序的結合関係、各法規範文の相互の論理的結合関係、各法規範文の内的論理構造、そしてそれを構成する各法的概念の論理構造を分析し、それをプロログによる述語論理式によって表現していくと、法的知識ベースが構築されることになる。

知識ベース管理システムは、推論を効率的に行うために知識ベースを管理したり、また新たに付け加えられる知識を既存の知識と矛盾しないようにチェックする機能をもつ。このシステムはこれからコンピュータ一般の研究課題である。

知識ベース管理システムは、推論を効率的に行うために知識ベースを管理したり、また新たに付け加えられる知識を既存の知識と矛盾しないようにチェックする機能をもつ。このシステムはこれからコンピュータ一般の研究課題である。

体的事実と結び付いていく。

他方、上の方、すなわち、抽象化の方
向に向かつては、個々の法規を相互に結
び付ける法原則が存在する。一つの事例
に対して一つの法規の適用だけで法的結
論が出るのではなく、複数の法規が適用
されるからである。またそれは諸法規が

規の意味は、具体的事例への適用の際には、事例の特殊性に結び付けるためにさらに具体化される(1b)。これはとくに判例などにおいて行われる。このようにして具体化された個々の概念も、なお法的概念として、事実(2b)を記述する個々の自然言語の用語と比較すると隔たりがある。この間隔を埋めるのが常識による判断である(2a)。これは通常おもてに現れず、暗黙のうちに前提されている。このようにして法規の法律要件が具体的事実に結び付いていく。

さて法規にこれらの命題を付加した全体としての法規範文（0、1、1aおよび1b）が定立されるならば、この全体としての法規範文——それは当該の時点における当該の社会に「真に要当するとされたる具体的法規範文」であると思われることができる——と事実認定の文（2aおよび2b、これら二つが合わさって、事実認定の文は全くの生の事実の文ではなく、最小限の法的に意味加工された文となる）とから法的決定は論理的に導出されることになるのである。

体系的關連に入れられて法秩序が成立するためにも必要である。法原則は、当該法律の中に条文として記述される場合もあるが、通常は法律作成に際して前提とされているもので、当該の実定法学によつて明らかにされるものである（例えば、「aを十年以下の懲役刑に処す」という法的決定に到達するために「構成要件該当性のみならず、違法性および責任性に關連する諸規定が適用され推論されること等」）。さて法規にこれらの命題を付加した全

について規定する法規範文である。メタ法規範文には、法規範文の効力を、すなわち、その効力の発生と消滅を規律するメタ法規範文と、効力ある法規範文の適用の優先関係の制御を規律するメタ法規範文とがある。これらの法規範文は、図1-3に現れる法規範文に対してはメタの關係にあるので、同図では表現できない。メタ法規範文の規律するところに従って、図1-3の推論の平面に登場する法規範文が入れ替わることになるのである。

以上により、論理的証明としての法的正当化としての推論の基本構造が明らかになったといえる。法的正当化の推論構造を理解するにあたって最後に留意しておかねばならないのは、メタ法規範文の存在である。メタ法規範文は、法規範文

3 法律エキスパートシステムの構成

法律エキスパートシステムは、エキスパートシステム一般の構造に従つて構成すべきである。エキスパートシステムは次の三つの部分システムから構成されている。すなわち、①知識ベース、②推論エンジンおよび③知的インターフェースである。知識ベースは、知識を貯蔵するものである。知識は、単なる情報としてではなく、知識として活用するために構造化される。推論エンジンは、知識ベースに貯蔵してある知識を用いて推論するための機構（ソフトウェア）である。知的インターフェースは、ユーザがシステムと自然言語や図形などを用いて柔軟か

つ自然に会話することを可能にする機能
を有する。法律エキスパートシステムを
構築するには、この三つの部分システム
が作成されなければならない。以上の点
に基づいて、あるべき法律エキスパート
システムの構造を图示すると図14の通
りとなる。以下はこの図に沿って、そ
れらの部分システムの構成について説明
する。

法的知識ベースは、法律エキスパートシステムを構築する際の最も重要な部分である。法的知識の単位は法規範文であり、それが知識ベースに搭載される。第二節で示した法的推論の論理構造(図-3)に従っていうと、0-2aが法的ルールとして知識ベースに搭載される。

知識ベースを構築するためには、①専門家から知識を獲得し、②その知識をコンピュータが扱える記号の形で表現しなければならぬ。知識獲得と知識表現のフェーズである。知識を獲得するに際しては、知識の構造を正しく把握する必要がある。知識表現においては、その構造を正しく表現するとともに、それを用いて正しくかつ効率的に推論できるようにする必要がある。

知識の表現に際しては、法的知識の特質に應じた方法を考へなければならぬ。法的知識の第一の特徴は、それが自

ところで、構造化されて記号的に表現された法的知識は、それ自体では単なるデータにすぎず、これを用いて推論する機構、すなわち推論エンジンを、法律エキスパートシステムは必要とする。

プロログは、それ自体推論機能を有している。法的知識がプロログで記述されているならば、直接このプロログの推論

機能を用いて推論させることもできる。

簡単な推論システムであれば、この方式で実現できる。^①しかし、上述のルール適用の優先制御や説明機能を実現しようとするとときには、新たに推論エンジンを作成し具備しなければならぬ。なお推論エンジンもまたプロログで記述することができ、また法的推論のメタルールは、推論エンジンの部分で記述し、推論制御の機能を実現することもできる。

知的インターフェイスに関しては、とくに自然言語による法的知識や事実の入出力機能が重要な意味を持つ。というのは、法的知識は自然言語で表現され、法的推論は自然言語を用いて遂行され、また事例の記述も自然言語でなされるからである。

インターフエースに関して留意しておくべきことは、システムの利用者とその作成者はしばしば重なるということである。したがって、利用のためのインター

時に備わっていることが望ましい。

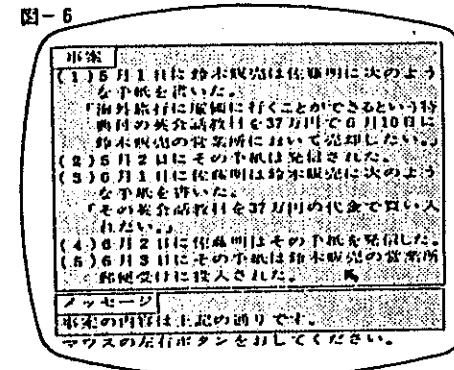
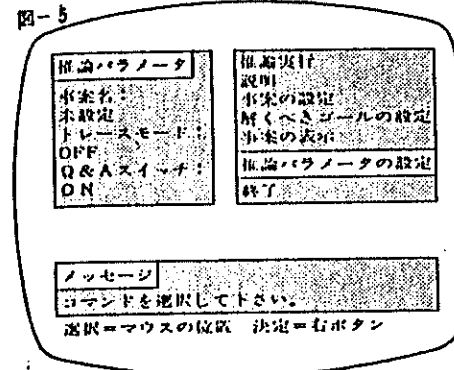
以上、あるべき法律エクスパートシステムの構成を、知識ベース、推論エンジンおよびインターフェースの観点から示した。望ましい形でこれらが実現されるには、まだまだ今後解決していかねばならない課題も多い。

4
法律エキスパートシス
テム・LES-2

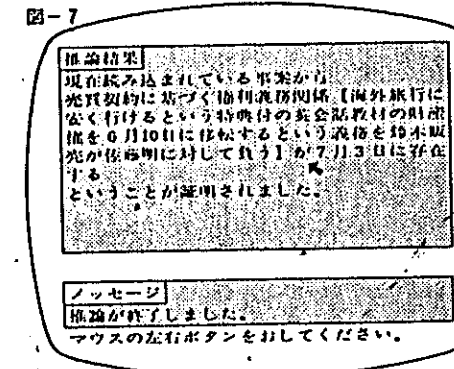
LES-2は、法および法的推論の論理分析に基づいて、本年（一九八六年）六月に、PC9800上にPROLOG/KABAならびにその拡張機能ソフトWINGをもちいて作成されたものである。それは実体法推論システムと訴訟ゲームで成り立っている。前者は実体法知識ベース、実体法の推論エンジンおよびその説明モジュールから、後者は訴訟法の推論エンジンおよび訴訟ゲームモジュールから成り立っている。実体法知識ベースには、法原則法規範文、法令法規範文、判例法規範文、学説法規範文、そして法的常識辞書が、筆者の考案したブログによる複合的述語論理式という形で搭載されている。実体法推論エンジンは、法規範文のルールタイプの分析に基づいたところの、ルール適用の母

先制御機能を実現している。インターフェイスについて言えば、マルチウィンドウ、Q&A機能、レファレンス機能等の他に、入出力の方式として簡易自然言語変換機能も具備している。これは、自然言語を括弧とスペースを用いてマニユアルに従った形式で入力すると、それを自動的にシステムの記号的表現形式に変換し、また逆に後者を自動的に自然言語表現に変換して出力するものであり、筆者のアルゴリズムに基づいている。これは上述のプログラムによる複合的述語論理式という表現形式によって可能となったものである。

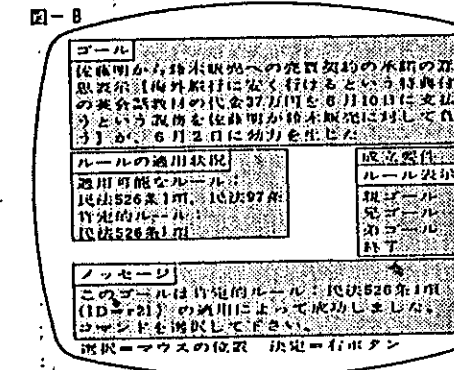
さて、読者諸氏に少しでも具体的なイメージを抱いていただくために、われわれが実際にパソコンで操作しているものと想定して、LES-2の機能を説明することにしよう。



システムを立ち上げると「実体法推論」と「訴訟ゲーム」との選択メニューが表示される。手元のマウス・スイッチで実体法推論を選択することにしよう。実体法推論の操作メニュー(図-5)が現れる。まず最初は「事案の設定」をしなければならぬ。事案ファイルは、簡易自然言語を用いてエディタによって作成できるように設計されている。図-6は、「事案の設定」画面である。本件事案は次のような内容である。



五月一日に鈴木販売は佐藤明に次のような手紙を書いた。「海外旅行に際しては、私が実際にパソコンで操作しているものと想定して、LES-2の機能を説明することにしよう。



中、結論を出すのにデータが不足している場合にはシステムが質問を発するのでユーザはそれに答える(Q&A)。本件事案の場合は次のように進行する(「」はユーザの入力部分)。

例や学説が表示されるので、それを参照できる。

再びシステムは推論を実行する。

現在読み込まれている事実から、佐藤明は鈴木販売に対して海外旅行に安んじることができると内容の特典付の英会話教材の代金三七万円を支払う義務を有する、ということが証明された。

なぜこのような結果が出たのか。その理由を知りたい場合は、説明機能を選択すると、推論過程をフォローすることができる。図-8はその一面面である。図-8は、承諾の意思表示の効力発生には民法九七条一項と五二六条一項が適用可能であるが、法適用の優先制御のメタ法規範文(「特別法が一般法に優先する」)によって五二六条一項が優先適用されたことを示している。ルール自体を知りたい場合は「ルール表示」させることができる。

ところで、佐藤が承諾の意思表示をしたのは海外旅行に安んじけるという動機からであった場合、しかも鈴木販売のセールスマンがそれを知っていた場合はどうなるのだろうか。

あなたは操作メニュー画面に戻ってその事案を設定して再び推論を行うことができる。以上が実体法推論システムである。

る。

実体法推論に飽きたら、今度は訴訟ゲームを選択してみよう。これは裁判のシミュレーションゲームである。まず請求の趣旨——あなたが鈴木販売と仮定すると、例えば「被告は原告に対して金三七万円を支払え」——および請求原因を入力する。その後、原告と被告にそれぞれ主張を自由に入力させる。

当事者の主張が食い違う場合には、事実認定システムを用いて、証拠のレベルまで立ち返って検討することができる。その場合まず証明度が決定され、次に争点となっている事実の確率判断がなされ、最後に両者の比較により当該事実の真偽が決定される。適当な時点で判定コマンドを入力することにより、その時点における訴訟法上の暫定的あるいは最終的結論がその説明とともに出力される。

以上でLES-2の機能の紹介を終わる。付言しておきたいのは、LES-2は決して実用システムではないということである。それはあくまでも、将来の実用システムが有すべき機能を調べ、今後の研究課題を明らかにするためのパイロットシステムとして作成されたものである。しかし、このLES-2によって法律エキスパートシステムの今後の課題と展望が明確にされたと思われる。

現代法学と憲法

大里坦・坂井隆一 編纂
三好充・鈴木義博

憲法

〔法学要覧2〕

原田清司・広田健次 共著
三浦隆・夜久秀史

憲法の規範論的構造の体系的理解をはかり、生きた憲法を理解させる。憲法入門の手引き、知識の整理・復習のための絶好の書。◎定価2500円

◎現代法学用語を網羅した、用語辞典の決定版！

石川利夫／原田清司／峯嶋 誠／山村忠平 責任編集
法学用語を的確に把握され、相互の関連性を有機的に理解させる。見出し語2800、項目5000収録。小項目主義と大項目主義を併用し、法今用語も併せ収録。平明簡潔に解説した学生・公務員・各種受験生の必備書／新判型◎定価2500円

◎定評高い詳解便覧の(全訂新版)！

新詳解法学便覧

全2巻／既刊26冊 ◎定価780(2300円)

最後に、法律エキスパートシステムの開発研究が法学にとって有する意義について述べ、本稿を閉じることにしたい。

よりよい法律エキスパートシステムを開発すべく研究を押し進めることは、法学に科学を応用すること、そしてそれを通じて法学の科学化を押し進めることを意味する。法学の科学化こそ法律エキスパートシステムの研究の最大の意義である。

法の世界は人間の思考から構成されている。そしてこの思考の世界にはこれまで科学の光があまり差し込まれなかったところである。よりよい法律エキスパートシステムの開発は、法的思考のメカニズムを詳細に説明することを要求する。これをよく遂行するには、論理学、言語学、言語哲学、情報工学、知識工学等の思考に関連する諸科学を徹底的に活用することと努めなければならない。これらの思考の諸科学の応用によって、それらの科学の方法が、またその成果が、必然的に法学に導入されることになる。これによって、法学はより科学化され、その新しい地平が開けてくることが期待されるのである。

法律エキスパートシステムの開発は、法学にとって一つの飛躍のチャンスであるように思われる。このフロンティアに、読者諸氏が関心を抱かれ、研究に積極的な参画されることを期待してやまない。

- (1) Cf. Buchanan, B. G., Suberland, G. L. and Feigenbaum, E. A. Heuristic DENRAL: A Program for Generating Explanatory Hypotheses in Organic Chemistry, in: B. Meltzer and D. Michie, eds., *Machine Intelligence*, vol. 4, Edinburgh: Edinburgh University Press (1969), pp. 209-254.
- (2) 記号積分システム SAINT、有理関数積分の MATLAB、線形診断システム CASNET、感染症に対する診断と治療に関するアドバイスを与えるシステム MYCIN が有名である。ともに医学の分野ではエキスパートシステムの開発研究は非常に進展している。わが国においても、医療情報センターを中心に本格的なエキスパートシステムの開発研究が進行している。また工学の分野では、自動車の故障診断、LSI の論理回路設計、発電所の安全管理等のためのシステムの実用化が進んでいる。
- (3) 例外として、注目されるのが、ラトガース大学のマッカーティ (McCarty) が一九七七年に作成された TAXMAN である。これは会社の合併などの組織変更に対する課税の問題を取り扱うシステムである。Cf. McCarty, L. T., Reflections on TAXMAN: An Experiment in Artificial Intelligence and Legal Reasoning, in: *Harvard Law*

Review 90 (5) (1977), pp. 837-883.

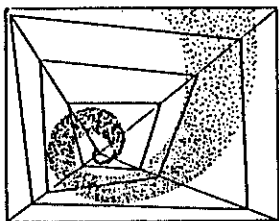
- (4) プログロは一九七三年フランスで開発された言語であるが、日本の第五世代コンピュータ開発プロジェクトが核言語として採用したためもあり、世界的にポピュラーになってきた。プログラムのプログラミング言語として基礎づけを与えたのは、Kowalski, R., *Predicate Logic as a Programming Language*, in: *JFLP-74*, North-Holland (1974), pp. 569-574. なお後述注 (10) 参照。
- (5) これまでの国内外の法律エキスパートシステムの試みについては、参照：吉野一「法律エキスパートシステムの基礎」(「法学」一九八六年)三章。
- (6) 法的正当化の推論の詳細については、参照：吉野一「裁判における正当化の論理構造モデル」(法学研究(明治学院論叢)二六(一九八〇)、八三頁以下、法的発見の推論構造については、参照：Yoshida, H., *Die logische Struktur der Argumentation bei der juristischen Entscheidung*, in: *Rechtswissenschaften*, 20(1981), SS. 255-286; 吉野一「法的決定に至る論理構造」(慶応義塾創立二五周年記念論文集慶応法学部法律学関係)一五頁以下。
- (7) Cf. Sammler, R., *Theorie der Rechtsentscheidung*, Halle (1911), SS. 656 ff., 2. Aufl. 1923, SS. 399 ff.; Bioning, E. R., *Juristische Prinzipienlehre* IV, Neudruck Aalen (1961), S. 71; Binder, J., *Rechtsertf und Rechtsidee*, Leipzig (1915), SS. 26 Off.
- (8) 参照：吉野一「裁判における正当化の論理構造モデル」(注(6))。
- (9) これらの部分システムの詳細は、参照：吉野一「裁判における正当化の論理構造モデル」(注(6))と表示されるが、それは Programming in Logic から来たものである。この名称が示すように、プログラムの推論、とくに述語論理の体系に基づいてプログラムを記述するのである。述語論理に従った形式で述語論理の関係を記述するとそのままプログラムとして機能し、また推論を実行しているのである。
- (10) 簡単なシステムであれば、この直接にプログラムの推論機能を用いる方法で、法律家自身が単独でパーソナルな法律エキスパートシステムを作ることができる。また最近パソコン上で動作する簡易なエキスパートシステムの開発ツールが幾つか出てきているので、それを利用することもできる。
- (11) LES-2 は、「法律エキスパートシステム研究会」(研究代表：吉野一、事務局：明治学院大学)が日本電気株式会社と共同で開発したものである。共同研究は筆者の他に、加賀山茂、太田勝造、北原素律、近藤浩康、中川路光、石丸浩二および高尾誠一によって遂行された。LES-2 について詳細は、参照：吉野一「法律エキスパートシステム」(LES-2) in: *Proceedings of the Logic Programming Conference*, p. 67 ff.
- (12) こうした目的のために、学際的研究団体「法律エキスパートシステム研究会」(注(11))が組織され、活発な研究を行っている。その一九八五年の研究成果は前掲吉野一「法律エキスパートシステム」の「発展」にまとめられている。(よしの・はじめ)

銀行の業務は、銀行法に明記されている。すなわち、①預金、②貸付・手形割引、③内国為替・外国為替と、④付随業務として、債務保証・手形引受、有価証券の貸付等が挙げられる。また、⑤公共債の引受・販売業務、売買業務も認められている。

これらの業務は、すべて法的判断思考を必要とする。当行のリーガル・セクションは、経済調査に関するセクションとともに、調査部に置かれている。リーガル・スタッフは、男性四名で、そのほかに当セクションの先輩を顧問に迎えている。

当セクションの職務は、スタッフとして、法律・法務に関する①調査、②営業店・本部各部・関係会社等のサポート、③行内研修、④パブリシティ活動にわたることができる。

まず第一に、当セクションでは、銀行実務に影響のある新法・改正法・新判例、銀行実務に関する法的対策等、法律・法務の調査研究をしている。



NOW 会社法務部 ①第一勧業銀行

銀行実務に即した柔軟な法的判断が要求されるリーガル・セクション

飯田泰弘 第一勧業銀行調査部主任調査役

近年の調査研究には、たとえば、貸金業規制法・保管振替法・改正出資法・改正区分所有法、および、預金担保貸付先が無権利者であった場合の預貸金の相殺の効力や共同抵当権者と物上保証人との代位権不行使特約の効力についての最高裁判例の銀行実務への影響、インバクトローン取引、一括支払システム、ネガティブクロウズによる担保取得、リース会社営業資産の担保取得、法的整理手続、輸出為替・輸入為替取引に関するものがある。

第二に、以上の調査の成果を金融法務資料・情報として、営業店、本部各部、関係会社に対して恒常的に提供するとともに、随時、法務相談を受けることによって、業務遂行のサポートをしている。

営業店からは、電話等による法務相談が一日に四〇―五〇件ある。即決でアドバイスすることが多いが、難しい案件については、スタッフ全員で協議のうえ結論を出している。本部各部に対しては、新商品

の開発や国際プロジェクト案件につき法務面のアドバイス、事務手続の作成・改定や重要な約定書類の作成、審査に關した法的側面からのアドバイス、貸付債権の管理・回収、訴訟、事故トラブルの解決に關したサポートをするなど、多岐にわたる。

また、当行には顧問弁護士が幾人もいるが、これらの弁護士に訴訟等を依頼している案件について、当セクションのアドバイスやサポートが求められる。

最後に、パブリシティ活動は、主として、二つの面で行っている。

一つは、全国銀行協会連合会法規専門部会等に参加して、たとえば、株券等保管振替制度や商法有限会社法改正試案等、新制度や法律改正に関する意見書

を作成するなど、銀行業界に共通する問題に関する提言活動を行っている。なお、全国銀行協会連合会法規専門部会では、銀行取引の各種規定ひな型や各種約定書ひな型を作成し、銀行業界に共通する問題の法的改善・解決を図っている。

もう一つのパブリシティ活動は、法律関係の雑誌等で論文を発表したり、各種研究会に参加したりすることによって、銀行としての、または銀行実務家としての立場から提言を行っている。

このように、われわれリーガル・スタッフの活動は、いずれも銀行の業務に密着したものであるから、そのためには幅広い知識と経験と実務に即した柔軟な法的判断思考が要求される。

金融の自由化・エレクトロニクス化・国際化・証券化等、銀行の経営環境は著しく変化している。この中であってわれわれリーガル・セクションが果たす役割は極めて大きいと、その責任の重さを痛感している。

(いいだ・やすひろ)